

# 住居確保給付金のしおり

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ  
～住居確保給付金(転居費用補助)のご案内～

## 住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、現在より家賃の低い物件に転居する必要がある方等に、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

## 支給額について

支給額は、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額（家賃補助の支給額）に3を乗じて得た額を上限とします。

（参考）

福島県内3級地（本宮市全域）

単身世帯	住宅扶助基準額33,000円×3	…	99,000円
2人世帯	住宅扶助基準額40,000円×3	…	120,000円
3～5人世帯	住宅扶助基準額43,000円×3	…	129,000円

支給方法：初期費用については原則不動産仲介業者等へ代理納付。それ以外の費用については業者等への代理納付もしくは受給者の口座等へ支給

- ・初期費用のうち、敷金や契約時に払う家賃（前家賃）、家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費等は対象外になります。
- ・転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、差額は自己負担となります。
- ・給付金支給後、実際の支出額が当該支給額を下回った場合、差額の返還があります。

## 住居確保給付金(転居費用補助)を受けるには、 次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。

- ③ 申請日の属する月において、主たる生計維持者であった。  
(収入減少時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である(収入には、公的給付等を含む)。

(参考)

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	78,000円	+ 家賃額 (ただし 地域ごとに設定された 基準額が上限)	111,000円
2人	115,000円		155,000円
3人	140,000円		183,000円
4人	175,000円		218,000円
5人	209,000円		252,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人	1,000,000円

- ⑥ 転居に伴い家計全体の支出が削減され、家計が改善されることが認められること。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

**住居確保給付金 (転居費用補助)の申請をする  
ために必要なもの**

◆住居確保給付金支給申請書

◆添付書類

- ① 本人確認書類 (次のいずれかの写し)  
運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、記載事項明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等
- ② 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ③ 世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をし

たことが確認できる書類の写し

- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について、収入が確認できる書類の写し給与明細書、預貯金通帳の収入振込記ページ雇用保険失業付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」又は「年金振込通知書」、手当を受けている場合は「証書」
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 要転居証明書
- ⑦ (持ち家の場合のみ) 居住維持費用関係書類  
支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その維要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類写し

◆追加確認書類

- ① 入居予定住宅に関する状況通知書(入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者等に必要事項を記載されたもの)
- ② 初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類

## 住居確保給付金(転居費用補助)の申請から 決定まで

- ① 申請書を添付書類と併せて提出してください。確認印を押印の後、申請書の写しと併せて「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付します。
- ② 家計改善を見込むことのできる家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保してください。
- ③ 入居希望の住宅が確定した後、交付された「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項(入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等)を不動産仲介業者等に記載していただき、追加確認書類として提出してください。
- ④ また、初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を提出してください。
- ⑤ 申請書の審査は添付書類及び追加確認書類が一式揃ってからになります。
- ⑥ 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、上記⑤や自治体における審査や支給に要する期間を考慮して、不動産仲介業者等と調整を行ってください。
- ⑦ 審査では、必要に応じて、支給申請者の資産および収入の状況について、法律に

に基づき官公署に必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求める場合があります。

- ⑧ 審査の結果、申請内容が適正であると判断された場合、「住居確保給付金(転居費用補助)支給決定通知書」を交付します。

## 住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

- ◆住居確保給付金（転居費用補助）は、原則一人一回の支給です。
- ◆ただし、住居確保給付金(転居費用補助)の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、かついずれもかつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件を満たしている方に限り、再支給を受けることができます。

## 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収することとなります。

お問い合わせ先  
福島県本宮市保健福祉部  
社会福祉課生活支援係  
TEL：0243-24-5372（直通）  
FAX：0243-34-3138